

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した茨木市国民健康
保険の被保険者等に係る国民健康保険料の減免の特例に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響により収入が減少した茨木市国民健康保険の被保険者等に対する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の負担の軽減を図るため、保険料の減免の特例について必要な事項を定めるものとする。

(減免対象保険料)

第2 この要綱により減免の対象となる保険料（以下「減免対象保険料」という。）は、令和4年度分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもので、市長が令和4年度分として認めるものを含む。）の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の4の規定により準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用する介護保険法」という。）第135条の規定により特別徴収（国民健康保険法第76条の3に規定する特別徴収をいう。）の方法による場合にあっては準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているもの（令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもので、市長が令和4年度分として認めるものを含む。）とする。

(減免対象世帯)

第3 この要綱により保険料の減免の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条

の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が10,000,000円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000,000円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、同項の非自発的失業者の保険料軽減制度（以下「非自発的失業者保険料軽減制度」という。）の対象となる者が主たる生計維持者である世帯（非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯を除く。）は、この要綱による保険料の減免の対象としない。

（減免額の算定）

第4 この要綱により減免することができる保険料の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3第1号に該当する世帯 当該世帯に係る減免対象保険料の全額

(2) 第3第2号に該当する世帯（第3第1号に該当する世帯を除く。） 次のアからイまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからイまでに定める額

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業等が廃止され、又は世帯の主たる生計維持者が失業した世帯 別表第1により算出した対象保険料額（以下「対象保険料額」という。）の全額

イ アに掲げる世帯以外の世帯 対象保険料額に別表第2左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に定める減免割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（減免の申請）

第5 この要綱により保険料の減免を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料減免申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付し、令和5年3月31日（入院その他やむを得ない事由により申請することができないと市長が認める場合にあっては、市長が別に定める期日。第6において「申請期限日」という。）までに市長に申請しなければならない。

(1) 第3第1号に該当することにより保険料の減免を受けようとする者にあつては、新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負ったことが確認できる診断書

(2) 第3第2号に該当することにより保険料の減免を受けようとする者にあつては、

新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免申請における収入申告書兼収入申立書（様式第2号）及び申請を行う日における直近の給与明細書、見込みの収支内訳書その他の事業収入等が減少したことを証明する書類又は退職証明書その他の所得が無くなったことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（減免の審査における減免対象保険料の納期限の取扱いの特例）

第6 第5の規定により申請期限日までに申請を行った者の減免対象保険料については、この要綱による保険料の減免の審査（減免対象保険料の決定に係るものを除く。）に限り、納期限を令和5年3月31日として取り扱うものとする。

（茨木市国民健康保険料減免要綱との調整）

第7 この要綱による減免の対象となるものが、茨木市国民健康保険料減免要綱（平成19年4月1日実施）においても減免の対象となる場合は、いずれか減免額の大きいものを適用する。

（減免申請書の審査）

第8 市長は、第5の規定による減免申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し質問等を行い、若しくは実地調査を行い、又は関係書類の提出を求めることができる。

（減免の承認の取消し等）

第9 市長は、保険料の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認の内容を変更し、若しくは承認を取り消し、又は承認に係る保険料の全部若しくは一部を市長の定める時期に徴収することができる。

(1) 偽りその他不正な行為により、減免の承認を受けたと認められるとき。

(2) 資力その他の事情の変化により、減免の承認が不相当と認められるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、保険料の減免について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

茨木市国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険料の減免の特例に関する要綱の規定は、令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもので、市長が令和3年度分として認めるものを含む。）の保険料について適用し、令和元年度分及び令和2年度分までの保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した茨木市国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険料の減免の特例に関する要綱の規定は、令和4年度分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもので、市長が令和4年度分として認めるものを含む。）の保険料について適用し、令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもので、市長が令和3年度分として認めるものを含む。）の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年3月31日から実施する。

別表第1（第4関係）

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した第2の規定により減免の対象となる保険料の額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

備考 Cの前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者保険料軽減制度を適用した後の所得を用いるものとする。

別表第2（第4関係）

前年の合計所得金額	減免割合
3,000,000円以下であるとき	10分の10
3,000,001円以上4,000,000円以下であるとき	10分の8
4,000,001円以上5,500,000円以下であるとき	10分の6
5,500,001円以上7,500,000円以下であるとき	10分の4
7,500,001円以上10,000,000円以下であるとき	10分の2

備考 前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者保険料軽減制度を適用する前の所得を用いるものとする。